

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	世羅町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.sera.hiroshima.jp/soumu/dokuziriyouzimu.html">http://www.town.sera.hiroshima.jp/soumu/dokuziriyouzimu.html</a>

執行機関名 世羅町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	世羅町乳幼児医療費支給条例(平成16年条例第89条)による医療費の支給に関する条例であつて規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		世羅町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特例個人情報の提供に関する条例別表第1 第5の項 世羅町乳幼児医療費支給条例(平成16年条例第89条)による医療費の支給に関する条例であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	世羅町乳幼児医療費支給条例(平成16年条例第89号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 世羅町は、乳幼児の疾病の早期発見と治療を促進し、もって乳幼児の健やかな育成を図るため、この条例に定めるところにより、乳幼児の医療に要する費用の一部を乳幼児を養育している者に支給する。
⑦独自利用事務の関連規範		世羅町乳幼児医療費支給条例(平成16年条例第89号) 世羅町乳幼児医療費支給条例施行規則(平成16年規則第57号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	世羅町乳幼児医療費支給条例第4条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児医療の支給を受ける者に対する医療費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	世羅町乳幼児医療費支給条例第3条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する事務	乳幼児医療の支給を受ける者に係る市町村民税に関する事務
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号	世羅町乳幼児医療費支給条例施行規則 第5条
②事務の内容	児童手当法第二十六条(同法第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	養育している乳幼児の医療費の支給を受けている者に対する更新申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号 イ	世羅町乳幼児医療費支給条例第3条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報	乳幼児医療の支給を受ける者に係る市町村民税に関する事務